

市税等納付推進月間です

(平成25年11月～12月)



納め忘れはありませんか？

市県民税・固定資産税・軽自動車税などの市税および
国民健康保険税・介護保険料



うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、期限内納付の協力を呼びかけております。
“新たに飛躍するまち”として“人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち”づくりを実現するために必要な財源は私たちの「市税等」によってまかなわれています。

わたしたちの市税等はこのようにに使われています！



- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

Q&A



Q.市税を滞納するとどうなるの？

A.市税の納付がなされない場合はやむを得ず「財産の差押」等のペナルティーが科せられる場合があります。不動産（土地・家屋）、債権（預金・給与・軍用地料）などが差押えの対象になります。

Q.国民健康保険税を滞納するとどうなるの？

A.短期被保険者証（通常の保険証より有効期間の短い保険証）が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

Q.介護保険料を滞納するとどうなるの？

A.介護サービスを利用する際に、自己負担が1割から3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなることがあります。

Q.どうしても一度に納められないけどどうしたらいいの？

A.納付の件でお困りのことがありましたら、一人で悩まず納めやすい方法を一緒に考えましょう。いつでもお気軽にご相談ください。

納税課で昼休時間や夜間に納付相談をご希望の際には、事前に電話でお問い合わせください。

(本庁のみの対応になりますので、ご了承ください。)

※お知らせ

国民健康保険課では、毎週木曜日、本庁において「時間延長窓口」を午後8時まで設け、業務を行っています。【延長窓口期間：平成26年5月末迄】

関係各課のお問い合わせ先

市税の納付に関すること	納 税 課 (☎973-1099)
市県民税・軽自動車税・法人市民税に関すること	市 民 税 課 (☎973-5382)
固定資産税に関すること	資 産 税 課 (☎973-5394)
国民健康保険税に関すること	国民健康保険課 (☎973-3202)
介護保険料に関すること	介 護 長 寿 課 (☎973-3208)

納付は便利な口座振替をおすすめします